

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

先月号では、国民健康保険制度改革について、見直しの背景・柱・主な変更点・効果、鹿児島県と知名町の主な役割分担について紹介しました。今月号では、制度改革後の変更内容についてご紹介します。

知名町国民健康保険税について

▶保険税の算定方式が、平成35年度を目標に県内全市町村で3方式へと統一されます。

4方式（現行）			3方式	
国民健康保険税	医療分 *1	均等割	医療分	均等割
		平等割		平等割
		所得割		所得割
		資産割	後期高齢者支援金分	均等割
	後期高齢者支援金分 *2	均等割		平等割
		平等割		所得割
		所得割		
		資産割	介護納付金分	均等割
	介護納付金分 *3	均等割		平等割
		平等割		所得割
		所得割		
		資産割		

※1 国保事業費納付金(医療分)として県へ納付する費用に充てるための課税額

※2 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための課税額

※3 介護2号被保険者(40～64歳)から徴収し、介護納付金の納付に要する費用に充てるための課税額

資格取得等について

▶修学中の被保険者の特例に係る取扱いが統一されます。

現行		平成30年4月以降	
始期	4月1日	始期	転出日
終期	3月31日	終期	3月31日

※国民健康保険法第116条・・・修学のために転出した場合に特例の適用となる

※修学中の被保険者の特例(通称:マル学)については、毎年、更新時に在学証明書の提出が必要となります。

各種給付について

▶高額療養費の多数回該当の取扱いが統一されます。

同一県内での住所異動であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合には、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引継ぎ、前住所地から通算し負担軽減を図る。

※高額療養費とは、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が

1か月の上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。上限額は世帯所得や年齢によって異なります。

<同一県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定>

平成28年度							平成29年度						
A県B町							A県C町						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
○			○		○	●			○			○	
多数回該当 (12月内4月目)							市町村間住所異動						
							多数回非該当 (12月内1月目及び2月目)						

※B町国保からC町国保へと保険者が変更となったため、B町国保での情報が引き継がれない

平成29年度					平成30年度									
A県C町					A県D町									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
○			●		●	○		○			●			
多数回該当 (12月内4月目)					多数回該当 (12月内5月目)					県内市町村間住所異動				
										多数回該当 (12月内4月目)				

※C町国保からD町国保へと保険者が変更となったがA県内での異動なので、平成30年4月以降のC町国保での情報が引き継がれる